

## 防府市妊産婦歯科健康診査実施要綱

令和6年8月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、妊産婦に歯科健康診査（以下「妊産婦歯科健診」という。）を実施し、妊産婦の口腔衛生の向上を図ることにより、胎児の健全な発育を促すとともに、妊産婦及びその家族の歯科保健意識や健康観の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 妊産婦歯科健診の実施主体は、防府市とする。

(実施機関)

第3条 妊産婦歯科健診の実施は、市長と委託契約を締結した一般社団法人防府歯科医師会に属する医療機関（以下「実施医療機関」という。）とする。

(歯科健康診査)

第4条 妊産婦歯科健診は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

妊産婦歯科健診の実施日において防府市に住民登録を有し、妊産婦歯科健康診査受診票（以下「受診票」という。）を掲示した妊産婦とする。ただし、市長が特に事情があると認めるときは、この限りではない。

(2) 妊産婦歯科健診の内容

ア 問診

イ 歯科健康診査

ウ 歯科保健指導

(3) 妊産婦歯科健診の受診期間及び公費負担の回数

妊娠届出を提出後、産後1年未満（※子の1歳の誕生日前日まで）の間に1回とする。

(受診票の交付)

第5条 受診票の交付は、次により行う。

(1) 防府市において妊娠の届出を行う者に対し、母子健康手帳と併せ交付する。

(2) 他の市町村で母子健康手帳の交付を受けた後に防府市に転入した妊婦が市長に対する申し出を行ったとき。

(3) その他、市長が特別な理由があると認めるとき。

(受診方法)

第6条 妊産婦歯科健診の受診方法は、受診票を実施医療機関に提出して受診するものとする。

(公費負担)

第7条 公費負担額は、市長が別に定める額とする。

附 則

この要綱は令和6年9月1日から施行する。